

普遍的な「法の精神」を説いた不朽の名著！

読みやすい現代表記で待望の復刊！

裁判の書

三宅正太郎 ＊著



三宅正太郎

法律とは何か？ 司法に携わる者の心構えとは？

そうした万古不易の問題を、流麗な文章と分かりやすい比喻とで解き明かした本書は、各界より高い評価を受けてきましたが、長らく絶版が続き洛陽の紙価を高からしめてきました。この度、弊社では、この不朽の名著『裁判の書』を、原文の趣を損なうことなく、「新字・新かな」に改め、新訂版として復刊しました。法律を学ぶ方に必携の書籍です！

◎ 目次

はしがき
書の一
裁判の精神／問男の首を斬る裁判／
裁判における二つの面／法を弄ぶ／
見識／裁判官の気持ち
書の一
豊田正子の「家賃」／未決監／刑務所
の生活／義務の履行／椅子の害／読
経／忠直卿行状記
書の一
明日の法／裁判のうるおい／僅かの
心遣い／法廷外の法廷／委託／多弁
な判決／卑怯／顧慮
書の一
国家における司法の立場／監督官／
上司と下僚／鐙ぜり合い／拘捕／天
職／癖
書の一
「学なければ卑し」／愚直／文学／素
朴／世阿弥／婦人
書の一
流儀／自白／人証／文章／調書／書
記の養成
書の一
一 記録の見方／二 証拠物の点検／
三 手控えの様式／四 準備手続き／
五 公判／六 裁判書の作成／七 判決
の言渡し
後記

◎ 著者略歴

三宅正太郎（みやけ・しょうたろう）

明治二十年東京都生まれ。明治四十四年東大

独法科卒業、大正二年判事となり、司法省参

事官兼外務書記官、司法大臣官房秘書課長、

大審院判事、札幌、長崎控訴院長を経て、昭和

十五年司法次官、同十六年大審院部長、同二

十年大阪控訴院長、同二十一年退職のち、弁

護士、国会議員。大正八年平和条約実施のた

め欧州へ、また治外法権撤廃事務につき大陸

へ数回出張する。昭和二十四年逝去。著書『法

官餘談』『嘘の行方』『わが随筆』『雨後』等。

刑の執行について判事が心を配ることを、私は、判事の義務だとか、法規の精神がそうだと
かいうことで論じたくない。もし、その裁判官が被告人に対して、被告人を良くしようとい
う熱意と真心とがあるならば、やるなど言ってもやらざるを得ないことなのである。もし
裁判官があって、法規に基づくとでないからといってやらないというなら、その人にか
りにはやらせるところでその目的は達せられないのだ。裁判は判事の心が裁判するのだとい
う原則を貫くならば、問題は心の問題で、理論の問題ではないからである。（本書より抜粋）



本書書影

法学全般に有用・必
携の法律基本図書！

A5判・上製・高級クロス装・函入

二〇〇六年一〇月中旬刊行予定

定価七三三〇円（税込）

ISBN4-905849-52-7

「裁判の書」の一節を抜粋・紹介

豊田正子の「家賃」

豊田正子の「続綴方教室」の中に「家賃」という短篇がある。その話の筋はこうである。ある日、正子が外から帰って来ると、父が心配そうな顔して座っている。何事かと思つて訊くと、家を引越さなければならぬことになったのだと言つて、裁判所から来たという厚い封筒を見せた。開けてみると、四五枚の紙に針の先で書いたような細い続け字が書いてあつてよく読めないが、「家賃滞納分五拾何円」「五月末日マデニX決スベシ」などという所だけが分つた。父は「俺は字が読めないから正子読んでみる」と言うけれども、正子も読めない。「お前は六年まで上つてもこれくらいの子が読めないか」と言つて父が怒る。娘はまたぶたれるかと思つたが、そのうち父は押入から蒲団を出して寝てしまつた。その夜父と母とは家賃のことから喧嘩をして、母は子供をおぶつて夜中にでて行つてしまふ。正子は母が荒川へでも飛び込んで死んでしまひはしないかと思つて心配しながら寝入つてしまふが、次の朝起きてみると母親はちゃんと帰つて来てお勝手でお働いてるので安心する。そして、その日正子が会社から帰つて来ると、父はとてもいい機嫌で酒をのんでいるし母も安心したようにその前に座つてゐる。昨日とはまるで打つて変わった様子なので、「お父ちゃんあの書付立ち退かなくてもいい書付なの」と訊くと、あの書付はずつと前にすんだ調停裁判の通知で、五十何円かの滞納分を家賃八円を五十銭増して月八円五十銭ずつ払うことにしたあのことを、裁判所の都合で三月も延びて今頃になつてようやく通知してきたのだということで、それを話して父は身体中をゆすぶつて笑つた、という物語である。この話を読んで、私は現在の裁判所が民衆から遊離していることを今更のように嗟歎するとともに、せめて裁判所がその文書を民衆に親しみやすい字で書いてこんな殺生な喜劇を生まないようにすべきであると思うのである。全く、裁判所で使う文字には、裁判所だけでしか使わないような難しい文字がたくさんある。それがまたなぐり書きの続け字で書いてあつては一般の民衆に読めるはずがない。これではいけないと思ふ。裁判所で用いる用語は少なくとも教科書の中にある文字で書いて、文章もいかめしい文章体など用いずに、口語体で書くべきである。もしこの調停裁判の通知が学校で教えられる文字で誰にも読めるようなやさしい書体で書いてあつたならば、最初からこんな気の毒な事件は起こらなかつたはずだし、母親が夜中に子供をおぶつて逃げださなくてもよかつたし、正子もこのくらいの子が読めないかと父親から怒られなかつたであらう。この話はよく市井に起こる出来事が、たまたま豊田正子の筆によつて紹介されたものでこれに類する出来事は現在のこの瞬間においても社会の片隅のどこかに起こっているのである。その現実にながと眼をそむけて、旧来の書式を追つていくことが正しい態度であらうか。しかのみならず、裁判所の通知がもっと親切で、わかりやすく書いてあつたならば、一般の人々の裁判所に対する感情もたしかに変わつて来るに違いない。一体このことはつとに文書の形式ばかりの話ではない。大抵の人は裁判所といえば、怖い顔を以て臨む近づきがたい所としか考えていないのだ。これは封建時代から民衆に植えつけられた考えで一朝一夕のことではないが、裁判所構成法が行われて五十年の今日、なおこの思想の去らないのは、裁判所の方にも反省すべき多くのものが存する。（三宅正太郎著「裁判の書」より）



三宅君は、本筋は裁判官一筋で一貫し、その令名は法曹界以外の一般社会にも著しかった。三宅氏の書いた著書・論文・随筆は誠に貴重な遺産である。（穂積重遠）

君三宅が俊敏の資性であつたことは、風貌を一瞥した者なら、必ず直感し得たろう。学識厚く、趣味また広汎に亘つたことも、ひとたび膝を交えて語つたかぎりの者の知るところで、敢て贅言を要しまい。（中略）筆者は、君の天分や勤勉を信する以上、君の心がけに敬服している者だ。強いていうならば、「裁判の書」こそ、永く将来まで読まれる名著だと思う。（里見弴）

彼は昭和の過渡期が産んだ一つのモニュメントである。中略三宅君は明徹な頭脳と、比類のない精力的な肉体とをもちながら、不幸にして若死をした。しかし彼の卓越した識見と経験とからなる作品は永く生き残るであらう。（芥田均）

日本のえらい人達が皆んな三宅さんの様な文化人になつたら、どんなに住みよい国になるでしよう。しかしこれは私の夢でしかありません。（三宅さんの様な方はそうざらには世の中には出て来ません。（伊藤嘉朗）

下世話のことも良く知っているし、知識階級のことでも良く判る人三宅正太郎さんは、私は芝居の大岡様のような気がして、最高裁判所の所長にでもなつてくれたら等これは私達素人には判らないながらも、そんな気がしていたのである。（尾上菊五郎）

三宅さんの優れた文章でかかれた数々の遺稿は後々まで有益な本として長く人に読まれるであらう。（鍋木清方）

わたくしの畏敬するのは正義一途であられる所でした。勿論それはお職掌上当然すぎることはありませんが、絶対に曲つたことを嫌悪されていることがわたくしの信仰を深めた訳でございしました。（中略）演劇に蓄蓄を極めて居られながら、滅多に披露なさらなかったこと、そうしたことからお作物を拝見しなくても、全御人格が躍如としてお慕わしい限りでした。（喜多村緑郎）

裁判官としての三宅さんはしばしば私にイギリスの名法官を思わせました。（中略）門外からの所見であるが、判事又は弁護士としての三宅さんは、日本の司法史上に特殊な足跡をのこした人であつたと思ふ。（小泉信三）

君を知る程の人は、悉く君を信頼し最も頼もしい友人であると思ふぬ者はなかつたであらう。（中略）わが人生に再び君の如き友人を得る事は不可能で誠に暗夜に燈火を失ひし如き心地するのは独り僕のみではあるまい。（篠原三千郎）

国語史上に逸すべからざる故人の功績は地名カナガキ運動であつた。昭和五年であつたと思ふ、名古屋控訴院の部長として君が下したる窃盗犯人への判決文には地名をカナガキにした。中略その後カナガキは地名に止まらず、時と共に人名に及び、さらに広くひろがってきた。君の投げた一石は我国語史上に我國の文化史に不滅の大きな大きな波紋をえがいたのであつた。（下村海南）

人間味と理想が氏の法律観や司法実務上の活動にあらわれていた。これが司法界を廓正し、それに清新の気を吹き込もうとする青年司法官の有志を氏の周囲にひきつけていた。（田中耕太郎）

三宅氏は、その司法官としての経歴をみるに、米国人の理想とする惧れるところを知らぬ、独立心に満ちた裁判官と言ひ得る人物であつた。（中略）その精神が偏狭に墮さず、広くこの世のすべての事物にまで及び、しかも一たとはは判事であるとするならば、法律は人生の一部に過ぎず、それが最終のものではないということ、を、常に忘れない人物を世に見ることはまことに稀である。（ベン・ブルース・ブレイクニ）

欲はいわぬ、あともう五年、この著者に生きていてもらいたかつた。そして各層各人の生活の……人生の健康診断に従事してもらいたかつた……すくなくも、それによってえられるであろう幾多の作品は、著者を、文學者、として完成させるにまちがひなかつたであらうから……（久保田万太郎）

三宅さんの知り合いで、三宅さんに恩義を受けたものは、おびただしい数にのぼるだらう。私もその一人である。（山本有三）

同時代人の三宅氏及び「裁判の書」に対する評

★三宅正太郎の著作を以後、新訂版で続刊予定！（予約受付中）

『そのをりをり』

目次―覚悟／亡き人々とともに／迷わずに／同胞―一滴のうるおい／法律の心／法学における私の立場／白石異人を裁く／信仰／戦敗る

『嘘の行方』

『法官餘談』

全てA5判・上製・高級クロス装 消費税は5%として計算

平成十八年十月末刊行予定 定価―五三三〇円（税込） ISBN4-905849-54-3

平成十八年十二月刊行予定 定価―七三三〇円（税込） ISBN4-905849-55-1

平成十八年十二月刊行予定 定価―八四〇〇円（税込） ISBN4-905849-56-X

10月の新刊

帳合		様
部数		慧文社
	冊	三宅正太郎 ― 著
ISBN4-905849-52-7 C0032 ¥7000E		定価―七三三〇円（税込）

本書は、全国の書店、TRC、各取次図書館課などからお取り寄せできます。

〒174-0063 東京都板橋区前野町4-49-3
慧文社
電話03-5392-6069 FAX03-5392-6078
http://www.keibunsha.jp/

